野々市市 出産・子育で応援事業について



野々市市では妊娠期から出産・子育てまでの負担軽減を図るため、国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。

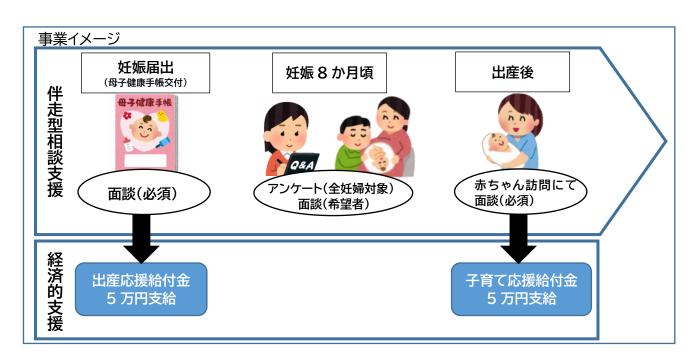
伴走型相談支援

安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や出産への不安、子育てに関する相談などを行います。

面談のタイミング	内容
妊娠届出時	妊婦本人と保健師等との面談では、妊娠中の過ごし方についての相談
(母子健康手帳交付時)	や、子育て支援サービスの紹介などを行います。
妊娠 8 か月頃	事前のアンケートにより、希望する妊婦およびその家族と助産師・保健師
	が面談をします。面談では、出産準備や出産後の生活についての相談な
	どを行います。
出産後 (生後 1~2 か月頃)	子どもが生まれたすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、面談をします
	(赤ちゃん訪問)。面談では、出産後の生活、子育てについての相談や、利
	用できる子育て支援サービスの紹介などを行います。

経済的支援

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、伴走型相談支援における<u>妊娠届出時(母子健康手帳交付時)の面談後に出産応援給付金 5 万円(妊婦 1 人あたり)と赤ちゃん訪問時の面談後に子育て</u>応援給付金 5 万円(子ども 1 人あたり)を、それぞれ支給します。



出産応援給付金の詳細については裏面をご覧ください。 子育て応援給付金の案内は出産した月の翌月に郵送されます。

裏面もご覧ください

野々市市 出産応援給付金について

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、出産応援給付金を支給します。 条件等は下記をご確認ください。

支給対象者	妊婦	
支給条件 (全てに該当)	 ● 産科医療機関を受診し、医師により妊娠の事実を確認されていること ● 妊娠届出をしていること ● 妊娠届出時等に、野々市市において妊婦本人と保健師等が面談を実施していること ● 市外で同様の支給を受けていないこと ● 申請日において野々市市に住民票があること 	
支給額	5 万円(妊婦 1 人あたり) 多胎妊娠の場合も 5 万円の支給となります	
必要書類	 ① 妊娠証明書・妊娠届出書等、医師による妊娠の事実を確認できるもの(原本) 産科医療機関で発行されたものに限ります ② マイナンバーがわかるもの ③ 顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカードを持参する場合は不要) ④ 妊婦名義の口座情報がわかる通帳など(郵送の場合はコピーを同封) ネットバンク等、通帳がない場合は口座名義人・銀行名・支店名・口座番号がわかるものを提示してください 	
支給までの 流れ	 (1)産科医療機関で妊娠証明書等を発行してもらう。 (2)野々市市に妊娠届出を行い、保健師等と面談をする。 面談では妊娠中の過ごし方についての相談や、子育て支援サービスの紹介などを行っています。時間に余裕をもってお越しください。 (3)面談後、申請書をもらい、出産応援給付金の申請を行う。(郵送による申請も可能) 給付金の支給には、妊婦さん本人との面談が必要です。代理で家族が妊娠届出をする場合、後日、妊婦さん本人との面談後に申請が可能になります。 (4)申請してから1~2か月後に出産応援給付金が指定口座に振り込まれる。 事前に出産応援給付金支給決定通知書が郵送されます。 	
申請期限	妊娠中(なるべく早く申請してください) ● 申請前に野々市市外に転出する場合は、転出先で申請してください。 ● 特段の理由があり、期間内に申請できない場合は、ご連絡ください。	
問い合わせ 申請先	野々市市健康推進課(保健センター内) 〒921-8825 野々市市三納三丁目 128番地 TEL 076-248-3511 受付時間 平日 8:30~17:15(土日、祝日、年末年始はお休みです)	